

避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅兼店舗において美容室を経営していたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、平成27年1月に首都圏において美容室の営業を再開するために要した、自宅兼店舗の賃借のための初期費用及び店舗部分の新装工事費用等が賠償された事例。

1074

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目についての和解金として金986万6196円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成27年5月8日

（仲介委員 澤田行助）

(別紙)

	損害項目	和解金額	
ア	新装工事費用	9,415,796	
イ	店舗の仲介手数料	108,000	
ウ	店舗の初期費用	礼金	216,000
		保証委託料	86,400
		敷金	40,000
	合計	9,866,196	